「厚生労働省の審議会の利益相反管理ルールの見直しを求める要望書 - HPVワクチンに関する審議会委員の利益相反を踏まえてー」

> 薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利廣 〒160-0022 新宿区新宿 1-14-4 AM ビル4 階 電話 03 (3350) 0607 FAX 03 (5363) 7080 URL: //www.yakugai.gr.jp

当会議は、本日、厚生労働省大臣に対し、「厚生労働省の審議会の利益相反管理ルールの見直しを求める要望書ーHPVワクチンに関する審議会委員の利益相反を踏まえて一」を提出致しました。

本年4月25日、厚生労働省は、子宮頸がんワクチン副反応を「心身の反応であり、ワクチンの成分が原因ではない」とする見解を今年1月にまとめた厚生労働省の審議会のメンバーに関する利益相反の申告内容等に誤りがあったことを公表しました。

この公表結果とこれまでに公表された議事録を総合すると、委員15人中11(73%)が、当該ワクチンメーカーであるグラクソスミスクライン社と MSD 社から奨学寄付金、あるいは講演料等を受け取っており、このうち、3名(20%)は議決に参加できないレベルの利益相反です。

また、全体の40%に当たる6名の委員が本来申告すべきだった利益相反を適切に申告してなかったことが明らかになっています。

さらに、交代で座長をつとめる2名の委員は、とも利益相反があり、うち1名は座長でありながら議決に参加できず、両名とも適切な申告をしていませんでした。

厚生労働省の審議会等の利益相反の管理規定は、2007年にタミフルの副作用等について調査する研究班長が、タミフルの輸入販売メーカーから多額の奨学寄付金等を受け取っていたことが判明したことをきっかけに、整備されたものです。

委員が受け取った金額に応じ、個別企業からの受取額が年間500万円を超える場合は審議に参加できず、50万を超え500万円以下の場合には審議に参加できるが議決には参加できないとされていますが、開示内容の具体性に欠け、審議参加基準も緩やかすぎます。また、利益相反をもつ委員が如何に多くとも定足数に影響がない限り、審議を進めることが可能であるなどの問題点もあります。

たとえば、現在の規程では、審議中に当該メーカーから金銭を新たに受け取ることを禁じておらず、受け取っても申告のランク(50万円以下、50万円超 500万円以下、500万円超の3種類がある)が変更にならない限りわからないのです。

そこで、この際、現在の合同部会のメンバー構成を見直すとともに、現在の利益相反管 理規程を見直すこと、米国のサンシャイン条項に従って利益相反関係の公開を法的に義務 づけることなどを求める要望書を提出した次第です。 以上

厚生労働省の審議会の利益相反管理ルールの見直しを求める要望書 -HPVワクチンに関する審議会委員の利益相反を踏まえて-

2014年4月28日

薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木利属 〒160-0022 新宿区新宿 1-14-4 AM ビル 4 階 電話 03 (3350) 0607 FAX 03 (5363) 7080 URL: //www.yakugai.gr.jp

要望の趣旨

- 1 HPVワクチン (子宮頸がんワクチン) について審議する厚生科学審議会予 防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、および薬事・食品衛生審議会医薬 品等安全対策部会安全対策調査会の合同部会の委員の構成を見直すこと
- 2 薬事分科会審議参加規程19条に基づく評価委員会を設置して、薬事分科会、 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会等の参加規程の運 用状況を調査のうえ、審議参加規程を見直すこと
- 3 製薬企業・医療機器企業に対し、医師等への金銭等の支払情報の公開を義務 づける法律を制定すること

を求める。

要望の理由

- 1 厚生労働省の審議会等の利益相反管理ルールの現状
- (1) 日本の薬事行政においては、厚生労働大臣が、外部の有識者で構成される 薬事食品衛生審議会の薬事分科会等に課題の検討を諮問し、その審議結果に 基づいて政策決定を行うことが多い。それだけに、審議の公正さを歪めるお それのある製薬企業等と委員との利益相反関係を適切に管理することは重 要である。
- (2) 現在、審議会等の委員の利益相反は、「薬事分科会審議参加規程」「予防接種・ワクチン分科会参加規程」等(以下、単に「参加規程」という)によって管理されている。

参加規程は、2007年にインフルエンザ治療薬タミフルの副作用である 異常行動が問題となった際、これに関連する研究を行う厚生労働省の研究班 の主任研究員の大学の講座に、タミフルを販売する製薬企業から寄付が行わ れていた問題が社会的な関心を呼び、これを契機に整備された。

(3) これによって、薬事承認等の申請資料の作成に関与した委員等は、審議に も議決にも参加できない。また、委員が受け取った金額に応じ、個別企業か らの受取額が年間500万円を超える場合は審議に参加できず、50万を超 え500万円以下の場合には審議に参加できるが議決には参加できない。

そして委員は、分科会等の開催日の属する年度を含む過去3年度において、 分科会等の開催の都度、委員が受領した講演料、原稿執筆料、寄附金等に関 して、最も金額の多い年度につき自主申告を求められ、その申告内容は各審 議会の冒頭で紹介され、厚生労働省のWEBサイトでも公開されることとな っている。

2 規程の問題点

(1) しかし、現行の参加規程には、以下の問題がある。

第1に、どのグループに属するかが申告・開示されるのみで、具体性に欠ける。

たとえば、50万円以下のグループには、3年前に1回の講演を引き受けて2万円の講演料を受領した委員もいれば、3年間毎年50万円の寄附を得ている委員も含まれうるが、具体的には区別がつかない。51万円なのか500万円なのかは大きく異なるにもかかわらず、50万円を超え500万円以下のグループだということを知らされるだけである。

審議対象となっている医薬品について、審議中に当該医薬品を製造販売する企業から新たに寄附等を受領しても、そのことは、グループの変更がない限り知ることはできない。

開示により透明性を確保することは、利益相反管理における最も基本的な要請である。審議参加等の制限においては、ある程度グループ分けをして管理せざるを得ないとしても、開示については受領した時期及び実額を含め、その具体的内容を公表することに支障はないはずである。

(2) 第2に、審議参加や議決参加基準が緩やかすぎる。

たとえば、現状では、3年間連続で利益相反関係にある企業から500万円を受領していても審議への参加は制限されない。

また、審議中に当該企業から、新たな寄附等を受領することも許容され、その結果、500万円を超えない限り、審議参加は制限されない。

そもそも、開示が利益相反管理の基本的なルールとされるのは、開示により利益相反関係が明らかになれば、それを考慮に入れて論文等を評価検討す

ればよいという考え方に基づくものである。しかし、政策決定にかかわる審議会等では、その利益相反をどう評価するかにかかわらず、審議会等の結論は政策に反映されるという関係にある。

従って、審議参加等の制限がもつ意味は大きいが、現行規程では、基準が 緩やかすぎて、公正さを担保できるか疑わしい。

- (3) 第3に、現行規程では、利益相反をもつ委員が如何に多くとも定足数に 影響がない限り、審議を進めることが可能であることも問題である。
- 3 HPVワクチン (子宮頸がんワクチン) の定期接種の扱い等について審議している審議会委員の利益相反
- (1)以上の問題点は、HPVワクチン (子宮頸がんワクチン) について審議する厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会と薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会の合同部会(以下、「合同部会」という)の現状を見れば、一層明らかである(別紙一覧表参照)。
- (2) 合同部会は、定期接種の扱いをどうするかという売り上げに直結する問題等を審議しているが、公開された第7回議事録、およびこれを訂正した4月25日の健康局結核感染症課のプレスリリース(当会議事務局長が4月21日に問い合わせをしていたところ、25日に記者発表がなされ、これをもとに回答を受けた)を総合すれば、委員のうち、審議対象となっているHPVワクチンの製造販売企業であるグラクソ・スミスクライン株式会社(以下「GSK社」という)、およびMSD株式会社(以下「MSD社」という)と利益相反をもつ委員が、15中11名(73%)であり、利益相反のない委員は4名のみである(但し、1名は規程には違反はしないが子息の配偶者がMSD社員である)。

また、議決に参加できない委員が3名(20%)いる。

利益相反を有する委員、議決に参加できない委員の比率が高すぎる。

(3) 6名の委員(40%)が本来申告すべきだった利益相反を申告せず、事務 局は1名について申告を受けていながら、そのことを委員会に報告しなかっ た。

その理由がどうであれ、適切な自己申告ができなかった委員が40%もいるというのは看過できない問題である。

(4) この種の部会では、座長の議事進行等が委員会の審議や結論に与える影響 は大きいが、交代で座長を務める安全対策調査会の五十嵐委員、副反応検討 部会の桃井委員ともに利益相反関係がある。

しかも、五十嵐委員は、1社だけでも50万円を超えて500万円までの利益相反があれば議決に参加できないとされているところ、MSD、GSK いずれについても50万円を超え500万円までの利益相反があり、座長であ

りながら議決に参加できず、しかもGSKとの利益相反について適切に申告 していなかった。また、副反応検討部会の桃井委員も利益相反があるのに申 告をしていなかった。

(5)以上を踏まえると、合同部会は、その公正さについて疑問を持たれても致し方がなく、国民の納得は得られない。

また、現行の参加規程に問題があることも示されている。

4 結論

よって、合同部会については、利益相反のある委員、議決に参加できない 委員、適切な申告ができない委員の比率が高すぎる等の問題があるから、そ の委員構成を見直すべきである。

また、2008年に導入された利益相反の管理ルールも5年を経て、いよいよ問題性が明らかになったというべきである。薬事分科会審議参加規程19条では、独立した評価委員会を設置し、少なくとも年1回、運用状況の評価と必要な改善方策の検討を継続的に行うと規定しているが、評価委員会は、平成22年7月に開催された以降、開催されていない。従って、評価委員会を開催して、運用実態を調査するとともに、参加規程を見直すべきである。

さらに、不申告が相次いでいることは自主申告の限界を示している。日本 製薬工業協会が導入している「透明性ガイドライン」を強化し、利用しやす くするとともに、米国の医療改革法のサンシャイン条項にならい、公開を法 的義務とする法律を制定するべきである。

以上

合同部会委員の利益相反

【副反応検討部会】

委員氏名	2013年5月当時	修正後の利益相反関係	修正の理由・時期
	の申告	(下線が修正部分)	
桃井眞里子	受け取っていない	MSD から50万円以下	第1回前にMSDか
			ら受領していた
			が申告せず
稲松孝思	受け取っていない	MSD から50万円以下	第1回前に MSD
			から受領してい
			たが申告せず
岡田賢司	GSK から50万円以下	GSK から50万円以下	第1回前にMSDか
	MSD から50万円以下	MSD から50万円超50	ら受領していた
		0万円以下	が申告せず
		ポリオ、日本脳炎、肺炎	申請資料は事務
		球菌の申請資料作成に	局のミスで報告
		<u> 関与</u>	せず
熊田聡子	受け取っていない	GSK から50万円以下	第1回前に GSK
			から受領してい
			たが申告せず
薗部友良	MSD から50万円超5	MSD から50万円超50	第1回前にGSKか
	00万円以下	0万円以下	ら受領していた
		GSK から50万円超50	が申告せず
		0万円以下	
岡部信彦	GSK から50万円以下	GSK から50万円以下	
	MSDから50万円以下	MSD から50万円以下	
多屋馨子	GSK から50万円以下	GSK から50万円以下	
永井英明	MSD から50万円以下	MSD から50万円以下	
倉根一郎	受け取っていない	受け取っていない	
道永麻里	受け取っていない	受け取っていない	

【安全対策調査会】

委員氏名	2013年5月当時	修正後の利益相反関係	修正の理由・時期
	の申告	(下線が修正部分)	
五十嵐隆	MSD から50万円超5	MSD から 5 0 万円超、 5	GSK から受領して
	00万円以下	00万円以下	いたが申告せず
	GSK から50万円以下	<u>GSK から50万円超、5</u>	(第1回前から
		00万円以下	の受領か否かは
			不明)
柿崎 暁	MSD から50万円以下	MSD から 5 0 万円以下	
望月眞弓	未就任	MSD から 5 0 万円以下	
遠藤一司	受け取っていない	受け取っていない	
大野泰雄	受け取っていない	受け取っていない	

当該年度を含む直近3年度のうち最も受取額の多い年度の受取額。 年間500万円を超える場合は、その専門家は「審議にも議決にも加わらない」 年間500万円以下の場合は「審議には参加できるが、議決に加わらない」 年間50万円以下の場合は「審議にも議決にも加わることができる」

会見用補足説明資料

委員名	不申告の状況	修正のきっかけ	備考
桃井真理子氏	第 1 回前に MSD から11万円受け取っていたが申告せず	厚生労働省の 2014. 4 調査 に対して申告	
薗部友良氏	第1回前にGSKから約80万円受け取っていたが申告せず	厚生労働省の 2014. 4 調査 に対しての申告	
稲松孝思氏	第1回前にMSDから50万円以下受け取っていたが申告せず	審議途中(第3回)に申告	
熊田聡子氏	第1回前に GSK から50万円以下受け取っていたが申告せず	審議途中(第3回)に申告	
岡田賢司氏	第 1 回前に MSD から500万円以下受け取っていたが申告 せず、ワクチン開発に関与していたが事務局ミスで不申告	審議途中(第6回)に申告	議決権がないのに 6 月の検討 部会で議決に参加 第5回の会 合で追認
五十嵐隆氏	第1回前(?)に GSK から500万円以下受け取っていたが 申告せず	審議途中(第6回)に申告	
※大野泰雄氏	※子息の配偶者が MSD 社員	審議途中(第3回の前)に申 告	※生計を共にしない人について は問題なし。

座長の利益相反 2人中2人(100%) 委員の利益相反 15人中11人(73%・ただし大野委員を入れると80%) 適正な申告をしていなかった人数 15人中6人 (40%)

議事録に見る利益相反

■第1回

最初に、副反応検討部会委員ですが、岡田委員と岡部委員が MSD と GSK からそれぞれ 50 万円以下を受領。

多屋委員が GSK から 50 万円以下を受領。

永井委員が MSD から 50 万円以下を受領。

薗部委員が MSD から 50 万円以上 500 万円以下を受領しております。

また、安全対策調査会委員ですが、五十嵐委員が GSK から 50 万円以下を受領、MSD から 50 万円以上 500 万円以下を受領。

柿崎委員が MSD から 50 万円以下を受領。

神田参考人が GSK から 50 万円以上 500 万円以下を受領しております。

■第2回

岡田委員が、グラクソ・スミスクライン株式会社、MSD 株式会社より、講演料又は原稿執筆料としてそれぞれ 50 万円以下の受取がございます。 岡部委員は、グラクソ・スミスクライン株式会社、MSD 株式会社より、講演料又は原稿執筆料として 50 万円以下の受取がございます。 薗部委員は、MSD 株式会社より、講演料及び原稿執筆料として 50 万円以上 500 万円以下の受取がございます。 続きまして、安全対策調査会の委員です。五十嵐委員が、グラクソ・スミスクライン株式会社及び MSD 株式会社より、奨学寄附金として 50 万円以上 500 万円以下の受取がございます。 柿崎委員は、MSD 株式会社より、講演料として 50 万円以下の受取がございます。 望月委員は、グラクソ・スミスクライン株式会社、MSD 株式会社より、講演料として 50 万円以下の受取がございます。

■第3回

申告された内容につきまして、まず副反応検討部会委員ですが、稲松委員が MSD 株式会社より、講演料として 50 万円以下の受け取りがございます。

岡田委員と岡部委員が、グラクソ・スミスクライン株式会社、MSD株式会社より、講演料または原稿執筆料として、それぞれ50万円以下の受け取りがございます。

熊田委員が、グラクソ・スミスクライン株式会社より、講演料として 50 万円以下の受け 取りがございます。

薗部委員が、MSD 株式会社より講演料及び原稿執筆料として 50 万円以上 500 万円以下 の受け取りがございます。

永井委員が、MSD 株式会社より、講演料として 50 万円以下の受け取りがございます。 安全対策調査委員につきましては、五十嵐委員がグラクソ・スミスクライン株式会社より、講演料として 50 万円以下の受け取りがございます。MSD 株式会社より、奨学寄附金として 50 万円以上 500 万円以下の受け取りがございます。

柿崎委員が、MSD 株式会社より、講演料として 50 万円以下の受け取りがございます。 望月委員が、グラクソ・スミスクライン株式会社、MSD 株式会社より、講演料として 50 万円以下の受け取りがございます。

(中略)

○大野委員 COI の関係で若干気になることがありまして、先日、事務局に伺ったんですけれども、それは私の息子の嫁さんが MSD に勤めているんです。本省の方にどうしたらいいかと聞きましたら、会議には参加してもいいけれども、発言は控えるようにという御意見をいただいていました。ということで、発言は控えさせていただきたいと思います。

- 〇桃井座長 これは何か規程があるのでしょうか。発言を控えるということは、発言しないということですか。
- ○岡部委員 COI にそれはありましたか。
- ○鶏内課長補佐 審議会の参加規程がありまして、その中に、委員だけではなくて、その 関係者につきましても、何らかの関係がありましたら、審議会の規程の発言などに触れる という形になっております。
- 〇桃井座長 どうぞ。
- ○岡部委員 何らかの関係がよくわからないんですけれども、単に本人以外の人が、親戚であって、関係会社に就職しているものについて、今まで申告は求められていないと思うんですけれども、その場合は全部規程に入るんですか。どこに規程があるか、明確にしておいてください。もしそうであるならば、その都度いただかなければいけないので。
- ○鶏内課長補佐 関係者というのがどこまでかというところは、文章上、明確にはなっておりませんが、関係者につきまして、委員と同様に利益相反の関係がかかるという規程は、 審議会の規則の中にあります。
- ○桃井座長 それは今まで委員には聞かれていないですね。直接その委員の研究、講演等々の関係だけで、関係者については聞かれていないですね。
- ○岡部委員 配偶者や何かが関連していたり、うちの中で株の取引などがあるのは申告してほしいと言っていたけれども、親戚に会社の関連の人がいるからというだけで、発言等々ができないというのは、困難になると思います。
- ○桃井座長 法的に同一所帯でないものにそれが及ぶのかというのは、事務局で明確にしていただければありがたいです。
- ○大野委員 よろしくお願いいたします。
- ○鶏内課長補佐 申しわけございません。今、規程を確認させていただきました。予防接種・ワクチン分科会の参加規程でございますが、審議不参加の基準として、委員本人また

はその家族という部分がございまして、その家族というのが、配偶者及び一親等の者であって、委員本人と生計を一にする者を言うという形になっております。

- ○大野委員 ちょっと違いますね。
- ○鶏内課長補佐 私の説明が間違っておりました。申しわけございません。訂正をさせて いただきます。
- ○桃井座長 ありがとうございました。大変明確になりました。それでは、大野委員は御発言も全ての審議に御参加いただくということで良いですね。○大野委員 どうもありがとうございます。

■第4回

申告された内容につきまして、まず副反応検討部会委員ですが、

稲松委員が、MSD 株式会社より、講演料または原稿執筆料としてそれぞれ 50 万円以下の受け取りがございます。

岡田委員が、グラクソ・スミスクライン株式会社、MSD 株式会社より、講演料または原稿執筆料としてそれぞれ50万円以下の受け取りがございます。

岡部委員が、グラクソ・スミスクライン株式会社、MSD 株式会社より、講演料または原稿執筆料としてそれぞれ50万円以下の受け取りがございます。

熊田委員が、グラクソ・スミスクライン株式会社より、講演料または原稿執筆料として 50万円以下の受け取りがございます。

薗部委員が、MSD 株式会社より講演料または原稿執筆料として 50 万円以上 500 万円以下の受け取りがございます。

多屋委員が、グラクソ・スミスクライン株式会社、MSD 株式会社より、講演料または原稿執筆料としてそれぞれ 50 万円以下の受け取りがございます。

安全対策調査会委員につきましては、

五十嵐委員が、グラクソ・スミスクライン株式会社及びファイザー株式会社より、講演料として 50 万円以下の受け取り、MSD 株式会社より、奨学寄附金として 50 万円以上 500 万円以下の受け取りがございます。

遠藤委員が、ファイザー株式会社より、講演料として 50 万円以下の受け取りがございます。

柿崎委員が、MSD 株式会社より、講演料として 50 万円以下の受け取りがございます。 望月委員が、MSD 株式会社より、講演料として 50 万円以下の受け取りがございます。

■第5回 「個別症例検討」のため非公開

■第6回

申告された内容につきまして、まず副反応検討部会委員でございますが、稲松委員が、MSDより、講演料又は原稿執筆料として50万円以下の受取があります。

岡田委員が、 GSK より、講演料又は原稿執筆料として 50 万円以下の受取、 MSD より、講演料又は原稿執筆料として 50 万円以上 500 万円以下の受取があります。

岡部委員が、 GSK 及び MSD より、講演料又は原稿執筆料として 50 万円以下の受取があります。

熊田委員が、 GSK より、講演料又は原稿執筆料として 50 万円以下の受取があります。 薗部委員が、 MSD より、講演料又は原稿執筆料として 50 万円以上 500 万円以下の受 取があります。

多屋委員が、 GSK 及び MSD より、講演料又は原稿執筆料として 50 万円以下の受取があります。

永井委員が、 MSD より、講演料として 50 万円以下の受取があります。

また、安全対策調査会ですが、五十嵐委員が、 GSK 及び MSD より、奨学寄附金として、 それぞれ 50 万円以上 500 万円以下の受取があります。

柿崎委員が、 MSD より、講演料として 50 万円以下の受取があります。

望月委員が、 MSD より、講演料として 50 万円以下の受取があります。

牛田参考人が、 MSD より、講演料として 50 万円以下の受取があります。

神田参考人が、 GSK より寄附金として 50 万円以上 500 万円以下の受取があります。

以上から、副反応検討部会の岡田委員及び薗部委員がサーバリックス及びガーダシルについて、安全対策調査会の五十嵐委員がサーバリックス及びガーダシルについて、会議に参加し意見を述べることはできますが、議決に参加することはできません。

ここで、前回 10 月 28 日に御報告した内容につきまして訂正をさせていただきます。

五十嵐委員の受取について、前回、 GSK より講演料として 50 万円以下の受取と報告しましたが、正しくは、今回の報告と同じく、奨学寄附金として 50 万円以上 500 万円以下の受取がございました。審議への参加の取扱いにつきましては、前回、 GSK の競合他社である MSD から 50 万円以上 500 万円以下の受取がありましたので、会議に参加し意見を述べることはできますが、議決に参加することはできないという前回の審議参加の取扱いに変更はございません。

また、岡田委員より、6月 14 日の第2回の参加に際し、GSK 、 MSD より、講演料又は原稿執筆料として、それぞれ 50 万円以下の受取と報告した内容につきまして、MSD については、正しくは、講演料又は原稿執筆料として、それぞれ 50 万円以上 500 万円以下の受取であったため、訂正を行いたいとの御連絡をいただきました。

同会議で、子宮頸がん予防ワクチンの積極的な接種勧奨の是非について議決を行った際、 岡田委員も参加しておりましたが、本来であれば、その議決に加われなかったこととなり ます。 当日は、桃井部会長を除く5名の委員で議決をとり、岡田委員は一時差し止めを選択され、接種継続が2票、一時差し控えが3票となったため、積極的な接種勧奨は一時差し控えるとの結論に至りましたが、岡田委員の票を差し引くと、同数になります。桃井部会長に議決へ参加いただく必要がありました。そのため、12月16日の第5回副反応検討部会において取扱いについてお諮りしたところ、「積極的な接種勧奨を差し控える」との結論に変更はないとの結論をいただきましたので、御報告いたします。

■第7回

申告された内容につきまして、まず、副反応検討部会の委員につきましては、稲松委員が MSD より講演料または原稿執筆料として 50 万円以下の受取があります。岡田委員が GSK (グラクソ・スミスクライン) より講演料または原稿執筆料として 50 万円以下の受取、 MSD より講演料または原稿執筆料として 50 万円以上 500 万円以下の受取。岡部委員が GSK 及び MSD より講演料または原稿執筆料として、それぞれ 50 万円以下の受取。熊田委員が GSK より講演料または原稿執筆料として 50 万円以下の受取。 薗部委員が MSD より講演料または原稿執筆料として 50 万円以下の受取。 多屋委員が GSK 及び MSD より講演料または原稿執筆料として、それぞれ 50 万円以下の受取があります。

また、安全対策調査会委員につきましては、五十嵐委員が GSK 及び MSD より奨学寄付金として、それぞれ 50 万円以上 500 万円以下の受取があります。柿崎委員が MSD より講演料として 50 万円以下の受取があります。

以上

※以上は「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会議事録」より抜粋したものです。